

令和7年和泉市議会第4回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件名	摘要
議案第73号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第74号	和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 40
議案第75号	和泉市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 44
議案第83号	和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 48
議案第84号	和泉市唐国地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 53
議案第85号	和泉市府中町五丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について	P. 56
議案第86号	和泉市唐国町四丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について	P. 60
議案第87号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 64
議案第95号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P. 68
議案第96号	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 70
議案第97号	和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 73

議案第 73 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

人事院勧告及び府内の動向等の本市を取り巻く社会経済情勢に鑑み、本市の一般職の職員に支給する給与について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（期末手当）	（期末手当）
第25条 略	第25条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（1）～（4）略	（1）～（4）略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</u>	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
4 任期付職員、会計年度任用職員及び臨時の任用職員に対する第2	4 任期付職員、会計年度任用職員及び臨時の任用職員に対する第2

新	旧
<p>項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の83.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の86.25」とする。</u></p> <p>5～7 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、会計年度任用職員又は臨時の任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号及び第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2)前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受</p>	<p>項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の83.75」とする。</p> <p>5～7 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、会計年度任用職員又は臨時の任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号及び第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2)前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受</p>

新	旧
けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額
(3) 前項の職員のうち任期付職員、会計年度任用職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の63.75、12月に支給する場合においては100分の66.25</u> を乗じて得た額の総額	(3) 前項の職員のうち任期付職員、会計年度任用職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の63.75</u> を乗じて得た額の総額
3、4 略	3、4 略
附 則	
1～52 略	
53 令和6年3月31日において属していた職務の等級（以下この項において「旧等級」という。）が3等級であって同日において支給を受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）が45号給より上位の号給又は旧等級が4等級であって旧号給が47号給より上位の号給の職員（技能労務の職にある者及び令和6年度中に降格した者を除く。）で、その者の給料月額が、その者の旧等級及び旧号給を次の表に定めるところにより読み替えて適用した場合に得られる給料月額（以下この項において「読み替後給料月額」と	

新								旧	
<p>いう。)に達しないものには、令和7年4月1日からその者の受け る給料月額が読替後給料月額に達するまでの間(降格した者にあつ ては、その降格した日までの間)、給料月額にその者の受けける給料 月額と読替後給料月額との差額に相当する額を加えて得た額を給料 月額として支給する。</p>									
読替前		読替後		読替前		読替後		行政職給料表	
		行政職給料表				行政職給料表			
		(二)				(二)			
旧等級	旧号給	等給	号給	旧等級	旧号給	等給	号給		
3	46	3	42	4	48	4	40		
	47		43		49		41		
	48		44		50		42		
	49		45		51		43		
	50		46		52		44		
	51		47		53		45		
	52		48		54		46		
	53		49		55		47		
	54		50		56		48		
	55		51		57		49		
	56		52		58		50		

新						旧	
	<u>57</u>		<u>53</u>		<u>59</u>		<u>51</u>
	<u>58</u>		<u>54</u>		<u>60</u>		<u>52</u>
	<u>59</u>		<u>55</u>		<u>61</u>		<u>53</u>
	<u>60</u>		<u>56</u>		<u>62</u>		<u>54</u>
	<u>61</u>		<u>57</u>		<u>63</u>		<u>55</u>
	<u>62</u>		<u>58</u>		<u>64</u>		<u>56</u>
	<u>63</u>		<u>59</u>		<u>65</u>		<u>57</u>
	<u>64</u>		<u>60</u>		<u>66</u>		<u>58</u>
	<u>65</u>		<u>61</u>		<u>67</u>		<u>59</u>
	<u>66</u>		<u>62</u>		<u>68</u>		<u>60</u>
	<u>67</u>		<u>63</u>		<u>69</u>		<u>61</u>
	<u>68</u>		<u>64</u>		<u>70</u>		<u>62</u>
	<u>69</u>		<u>65</u>		<u>71</u>		<u>63</u>
	<u>70</u>		<u>66</u>		<u>72</u>		<u>64</u>
	<u>71</u>		<u>67</u>		<u>73</u>		<u>65</u>
	<u>72</u>		<u>68</u>		<u>74</u>		<u>66</u>
	<u>73</u>		<u>69</u>		<u>75</u>		<u>67</u>
	<u>74</u>		<u>70</u>		<u>76</u>		<u>68</u>
	<u>75</u>		<u>71</u>		<u>77</u>		<u>69</u>
	<u>76</u>		<u>72</u>		<u>78</u>		<u>70</u>

新						旧	
	<u>77</u>		<u>73</u>		<u>79</u>		<u>71</u>
	<u>78</u>		<u>74</u>		<u>80</u>		<u>72</u>
	<u>79</u>		<u>75</u>		<u>81</u>		<u>73</u>
	<u>80</u>		<u>76</u>		<u>82</u>		<u>74</u>
	<u>81</u>		<u>77</u>		<u>83</u>		<u>75</u>
	<u>82</u>		<u>78</u>		<u>84</u>		<u>76</u>
	<u>83</u>		<u>79</u>		<u>85</u>		<u>77</u>
	<u>84</u>		<u>80</u>		<u>86</u>		<u>78</u>
	<u>85</u>		<u>81</u>		<u>87</u>		<u>79</u>
	<u>86</u>		<u>82</u>		<u>88</u>		<u>80</u>
	<u>87</u>		<u>83</u>		<u>89</u>		<u>81</u>
	<u>88</u>		<u>84</u>		<u>90</u>		<u>82</u>
	<u>89</u>		<u>85</u>		<u>91</u>		<u>83</u>
	<u>90</u>		<u>86</u>		<u>92</u>		<u>84</u>
	<u>91</u>		<u>87</u>		<u>93</u>		<u>85</u>
	<u>92</u>		<u>88</u>				
	<u>93</u>		<u>89</u>				
	<u>94</u>		<u>90</u>				
	<u>95</u>		<u>91</u>				
	<u>96</u>		<u>92</u>				

新										旧									
	97			93															
	98			94															
	99			95															
	100			96															
	101			97															
	102			98															
	103			99															
	104			100															
	105			101															
	106			102															
	107			103															
	108			104															
	109			105															
	110			106															
	111			107															
	112			108															
	113			109															

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係) 行政職給料表 (一)

職務の等級	1等級	職務の等級	2等級	職務の等級	3等級	職務の等級	4等級	職務の等級	5等級	職務の等級	6等級	職務の等級	7等級
号給	給料月額												
	円		円		円		円		円		円		円
1	195,800	1	242,000	1	309,800	1	369,300	1	400,000	1	422,600	1	490,700
2	196,900	2	243,300	2	311,300	2	371,000	2	401,400	2	424,500		
3	198,100	3	244,700	3	312,700	3	372,800	3	402,800	3	426,300		
4	199,200	4	246,100	4	314,100	4	374,400	4	404,200	4	428,100		
5	200,300	5	247,500	5	315,500	5	376,100	5	405,600	5	429,900		
6	202,000	6	248,900	6	316,600	6	377,500	6	406,800	6	431,700		
7	203,600	7	250,300	7	317,600	7	378,800	7	408,000	7	433,500		
8	205,200	8	251,700	8	318,800	8	380,000	8	409,000	8	435,100		
9	206,700	9	253,100	9	320,000	9	381,400	9	410,100	9	436,600		
10	208,400	10	254,300	10	321,600	10	382,500	10	411,300	10	438,100		
11	210,000	11	255,600	11	323,200	11	383,400	11	412,400	11	439,600		
12	211,600	12	256,900	12	324,800	12	384,400	12	413,500	12	441,100		
13	213,100	13	258,100	13	326,200	13	385,400	13	414,200	13	442,400		
14	214,800	14	259,300	14	327,800	14	386,200	14	414,900	14	443,700		
15	216,500	15	260,500	15	329,400	15	387,100	15	415,500	15	444,900		
16	218,200	16	261,700	16	331,000	16	388,000	16	416,200	16	446,100		
17	219,400	17	262,800	17	332,400	17	388,800	17	416,800	17	447,400		

18	221,000	18	263,900	18	334,100	18	389,600	18	417,400	18	448,700	
19	222,600	19	265,000	19	335,700	19	390,400	19	417,900			
20	224,100	20	266,100	20	337,300	20	391,200	20	418,300			
21	225,600	21	267,000	21	338,700	21	391,900	21	418,700			
22	227,200	22	268,000	22	340,400	22	392,600	22	418,900			
23	228,800	23	269,000	23	342,100	23	393,300	23	419,200			
24	230,400	24	270,000	24	343,700	24	394,000	24	419,500			
25	232,000	25	271,000	25	344,900	25	394,700	25	419,800			
26	233,700	26	271,900	26	346,800	26	395,200	26	420,100			
27	235,000	27	272,700	27	348,500	27	395,800					
28	236,300	28	273,600	28	350,100	28	396,400					
29	237,600	29	274,400	29	351,600	29	397,100					
30	238,700	30	275,200	30	353,200	30	397,500					
31	239,800	31	276,000	31	354,800	31	398,100					
32	240,900	32	276,700	32	356,400							
33	242,000	33	277,400	33	358,100							
34	242,900	34	278,200	34	359,900							
35	243,800	35	279,000	35	361,700							
36	244,800	36	279,600	36	363,500							
37	245,800	37	280,300	37	365,000							
38	246,700	38	281,100	38	366,400							

39	247,600	39	281,800	39	367,800						
40	248,400	40	282,500								
41	249,200	41	283,200								
42	249,900	42	283,900								
43	250,500	43	284,600								
44	251,100	44	285,300								
45	251,800	45	286,000								
46	252,400	46	286,600								
47	253,000	47	287,300								
48	253,600	48	287,900								
49	254,100	49	288,600								
50	254,700	50	289,200								
51	255,300	51	289,900								
52	255,800	52	290,600								
53	256,200	53	291,100								
54	256,600	54	291,700								
55	256,900	55	292,300								
56	257,200	56	293,000								
57	257,500	57	293,600								
58	257,800	58	294,200								
59	258,100	59	294,800								

60	258,400	60	295,500									
61	258,700	61	296,100									
62	259,000	62	296,700									
63	259,300	63	297,200									
64	259,600	64	297,700									
65	259,900	65	298,200									
66	260,200	66	298,800									
67	260,500	67	299,300									
68	260,800	68	299,900									
69	261,100	69	300,300									
70	261,400	70	300,800									
71	261,700	71	301,300									
72	262,000	72	301,900									
73	262,300	73	302,400									
74	262,600	74	302,800									
75	262,900	75	303,100									
76	263,200	76	303,400									
77	263,500	77	303,600									
78	263,800	78	303,900									
79	264,100	79	304,100									
80	264,400	80	304,400									

81	264,700	81	304,600									
82	265,000	82	304,800									
83	265,300	83	305,100									
84	265,600	84	305,300									
85	265,900	85	305,600									
86	266,200	86	305,800									
87	266,500	87	306,100									
88	266,800	88	306,400									
89	267,100	89	306,700									
90	267,400	90	307,000									
91	267,700	91	307,300									
92	268,000	92	307,600									
93	268,300	93	307,800									
		94	308,000									
		95	308,300									
		96	308,700									
		97	308,900									
		98	309,200									
		99	309,500									
		100	309,900									
		101	310,100									

102	310,400							
103	310,700							
104	311,000							
105	311,200							
106	311,500							
107	311,800							
108	312,100							
109	312,300							
110	312,600							
111	313,000							
112	313,300							
113	313,500							
114	313,700							
115	314,000							
116	314,400							
117	314,600							
118	314,800							
119	315,100							
120	315,400							
121	315,700							
122	315,900							

		123	316,200									
		124	316,500									
		125	316,800									

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第5条関係) 行政職給料表 (二)

職務の等級	1等級	職務の等級	2等級	職務の等級	3等級	職務の等級	4等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	195,800	1	242,000	1	276,300	1	309,800
2	196,900	2	243,300	2	277,300	2	311,300
3	198,100	3	244,700	3	278,300	3	312,700
4	199,200	4	246,100	4	279,300	4	314,100
5	200,300	5	247,500	5	280,300	5	315,500
6	202,000	6	248,900	6	281,300	6	316,600
7	203,600	7	250,300	7	282,200	7	317,600
8	205,200	8	251,700	8	283,200	8	318,800
9	206,700	9	253,100	9	284,200	9	320,000
10	208,400	10	254,300	10	285,200	10	321,600
11	210,000	11	255,600	11	286,200	11	323,200
12	211,600	12	256,900	12	287,200	12	324,800

13	213,100	13	258,100	13	288,200	13	326,200	
14	214,800	14	259,300	14	289,500	14	327,800	
15	216,500	15	260,500	15	290,800	15	329,400	
16	218,200	16	261,700	16	292,000	16	331,000	
17	219,400	17	262,800	17	293,200	17	332,400	
18	221,000	18	263,900	18	294,500	18	334,100	
19	222,600	19	265,000	19	295,700	19	335,700	
20	224,100	20	266,100	20	296,900	20	337,300	
21	225,600	21	267,000	21	297,900	21	338,700	
22	227,200	22	268,000	22	299,100	22	340,400	
23	228,800	23	269,000	23	300,300	23	342,100	
24	230,400	24	270,000	24	301,600	24	343,700	
25	232,000	25	271,000	25	302,900	25	344,900	
26	233,700	26	271,900	26	303,900	26	346,800	
27	235,000	27	272,700	27	304,900	27	348,500	
28	236,300	28	273,600	28	305,900	28	350,100	
29	237,600	29	274,400	29	307,000	29	351,600	
30	238,700	30	275,200	30	308,200	30	353,200	
31	239,800	31	276,000	31	309,300	31	354,800	
32	240,900	32	276,700	32	310,500	32	356,400	
33	242,000	33	277,400	33	311,600	33	358,100	

34	242,900	34	278,200	34	312,900	34	359,900	
35	243,800	35	279,000	35	314,200	35	361,700	
36	244,800	36	279,600	36	315,500	36	363,500	
37	245,800	37	280,300	37	316,700	37	365,000	
38	246,700	38	281,100	38	318,000	38	366,400	
39	247,600	39	281,800	39	319,300	39	367,800	
40	248,400	40	282,500	40	320,600	40	369,200	
41	249,200	41	283,200	41	321,900	41	370,700	
42	249,900	42	283,900	42	323,100	42	371,500	
43	250,500	43	284,600	43	324,400	43	372,400	
44	251,100	44	285,300	44	325,500	44	373,400	
45	251,800	45	286,000	45	326,400	45	374,300	
46	252,400	46	286,600	46	327,700	46	375,400	
47	253,000	47	287,300	47	329,000	47	376,300	
48	253,600	48	287,900	48	330,300	48	377,300	
49	254,100	49	288,600	49	331,400	49	378,200	
50	254,700	50	289,200	50	332,700	50	378,900	
51	255,300	51	289,900	51	333,900	51	379,600	
52	255,800	52	290,600	52	335,100	52	380,200	
53	256,200	53	291,100	53	336,400	53	380,600	
54	256,600	54	291,700	54	337,400	54	381,200	

55	256,900	55	292,300	55	338,500	55	381,800
56	257,200	56	293,000	56	339,600	56	382,500
57	257,500	57	293,600	57	340,300	57	382,800
58	257,800	58	294,200	58	341,200	58	383,500
59	258,100	59	294,800	59	341,900	59	384,200
60	258,400	60	295,500	60	342,700	60	384,800
61	258,700	61	296,100	61	343,500	61	385,100
62	259,000	62	296,700	62	343,900	62	385,600
63	259,300	63	297,200	63	344,400	63	386,200
64	259,600	64	297,700	64	345,100	64	386,800
65	259,900	65	298,200	65	345,900	65	387,100
66	260,200	66	298,800	66	346,600	66	387,700
67	260,500	67	299,300	67	347,300	67	388,400
68	260,800	68	299,900	68	347,900	68	389,000
69	261,100	69	300,300	69	348,400	69	389,400
70	261,400	70	300,800	70	349,000	70	389,900
71	261,700	71	301,300	71	349,500	71	390,500
72	262,000	72	301,900	72	350,100	72	391,000
73	262,300	73	302,400	73	350,400	73	391,500
74	262,600	74	302,800	74	350,900	74	392,100
75	262,900	75	303,100	75	351,200	75	392,500

76	263,200	76	303,400	76	351,600	76	392,800	
77	263,500	77	303,600	77	352,000	77	393,200	
78	263,800	78	303,900	78	352,500	78	393,700	
79	264,100	79	304,100	79	353,000	79	394,100	
80	264,400	80	304,400	80	353,500	80	394,500	
81	264,700	81	304,600	81	353,800	81	394,900	
82	265,000	82	304,800	82	354,200	82	395,400	
83	265,300	83	305,100	83	354,600	83	395,800	
84	265,600	84	305,300	84	355,000	84	396,200	
85	265,900	85	305,600	85	355,300	85	396,500	
86	266,200	86	305,800	86	355,700			
87	266,500	87	306,100	87	356,100			
88	266,800	88	306,400	88	356,500			
89	267,100	89	306,700	89	356,700			
90	267,400	90	307,000	90	357,100			
91	267,700	91	307,300	91	357,500			
92	268,000	92	307,600	92	357,900			
93	268,300	93	307,800	93	358,100			
		94	308,000	94	358,400			
		95	308,300	95	358,800			
		96	308,700	96	359,100			

	97	308,900	97	359,400			
	98	309,200	98	359,800			
	99	309,500	99	360,200			
	100	309,900	100	360,600			
	101	310,100	101	361,100			
	102	310,400	102	361,500			
	103	310,700	103	361,900			
	104	311,000	104	362,300			
	105	311,200	105	362,800			
	106	311,500	106	363,200			
	107	311,800	107	363,500			
	108	312,100	108	363,800			
	109	312,300	109	364,200			
	110	312,600					
	111	313,000					
	112	313,300					
	113	313,500					
	114	313,700					
	115	314,000					
	116	314,400					
	117	314,600					

118	314,800				
119	315,100				
120	315,400				
121	315,700				
122	315,900				
123	316,200				
124	316,500				
125	316,800				

備考 この表は、技能労務の職にある職員に適用する。

別表第3（第5条関係） 定年前再任用短時間勤務職員給料表

職務の等級	給料月額
	円
1等級	227,800
2等級	269,500
3等級	290,100
4等級	305,700
5等級	331,900
6等級	374,800
7等級	409,200

第2条 和泉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(地域手当)	(地域手当)
第14条の2 略	第14条の2 略
2 前項の規定により支給する地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 前項の規定により支給する地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の11</u>	(2) 前号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の10</u>
3 略	3 略
(期末手当)	(期末手当)
第25条 略	第25条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。

新	旧
4 任期付職員、会計年度任用職員及び臨時の任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の98.75</u> 」とする。	4 任期付職員、会計年度任用職員及び臨時の任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の83.75</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の86.25</u> 」とする。
5～7 略 (勤勉手当)	5～7 略 (勤勉手当)
第26条 略	第26条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、会計年度任用職員又は臨時の任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号及び第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額 (2)前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、会計年度任用職員又は臨時の任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号及び第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2)前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤

新	旧
<p>勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち任期付職員、会計年度任用職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の78.75</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち任期付職員、会計年度任用職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の63.75、12月に支給する場合においては100分の66.25</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>3、4 略 (勤続期間の計算)</p> <p>第37条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、<u>任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、職員以外の地方公務員(任期の定めのない常勤の職に限る。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員(任期の定めのない常勤の職に限る。)となったと</u></p>	<p>3、4 略 (勤続期間の計算)</p> <p>第37条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員(任期の定めのない常勤の職に限る。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員(任期の定めのない常勤の職に限る。)となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等とし</p>

新	旧
<p>きにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、規則で定める期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p>	<p>ての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、規則で定める期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p>
<p>6～8 略 (給与からの控除)</p>	<p>6～8 略 (給与からの控除)</p>
<p>第44条 職員の給与から控除できるものは、法律で特に認められた</p>	<p>第44条 職員の給与から控除できるものは、法律で特に認められた</p>

新	旧
<p>ものを除くほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 給食を供する施設に勤務する職員の給食費</u></p>	<p>ものを除くほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第24条の2、第25条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第24条の2中「管理職手当を支給する職員」とあるのは「管理職手当を支給する職員及び和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年和泉市条例第3号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第4項中「100分の83.75」とあるのは「100分の95」と、<u>「100分の86.25」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第26条第2項第3号中「100分の63.75」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の66.25」とあるのは「100分の9</u></p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第24条の2、第25条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第24条の2中「管理職手当を支給する職員」とあるのは「管理職手当を支給する職員及び和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年和泉市条例第3号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第4項中「100分の83.75」とあるのは「100分の95」と、給与条例第26条第2項第3号中「100分の63.75」とあるのは「100分の87.5」とする。</p>

新	旧
<u>0</u> とする。	

第4条 和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第24条の2、第25条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第24条の2中「管理職手当を支給する職員」とあるのは「管理職手当を支給する職員及び和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第4項中「<u>100分の98.75</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第26条第2項第3号中「<u>100分の78.75</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第24条の2、第25条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第24条の2中「管理職手当を支給する職員」とあるのは「管理職手当を支給する職員及び和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第4項中「<u>100分の83.75</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の86.25</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第26条第2項第3号中「<u>100分の63.75</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の66.25</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

(和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（令和5年和泉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>附 則 (給料表等の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第3条</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（当該期間中に降格した者にあっては、その降格した日までの間）に限り、切替日の前日において属していた職務の等級が5等級以上の職員で、その者の<u>切替日における給料月額が切替日の前日において受けた給料月額（以下「切替日前給料月額」という。）に達しないもの</u>には、給料月額に、その差額に相当する額を2で除して得た額を加えて得た額を給料月額として支給する。</p>	<p>附 則 (給料表等の切替えに伴う経過措置)</p> <p><u>第3条 切替日の前日において属していた職務の等級が4等級以下の職員で、その者の切替日における給料月額が切替日の前日において受けた給料月額（以下「切替日前給料月額」という。）に達しないもの</u>には、その者の受けた給料月額が切替日前給料月額に達するまでの間（切替日以後に降格した者にあっては、その降格した日までの間）、給料月額に、その者の受けた給料月額と切替日前給料月額との差額に相当する額を加えて得た額を給料月額として支給する。</p> <p><u>2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（当該期間中に降格した者にあっては、その降格した日までの間）に限り、切替日の前日において属していた職務の等級が5等級以上の職員で、その者の受けた給料月額が切替日前給料月額に達しないもの</u>には、給料月額に、その差額に相当する額を2で除して得た額を加えて得た額を給料月額として支給する。</p>

新	旧
<u>2</u> 略	<u>3</u> 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）、第3条の規定による改正後の和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「第3条改正後条例」という。）及び第5条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例第37条第5項の規定は、令和8年4月1日以後に同項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員（任期の定めのない常勤の職に限る。）となった場合の勤続期間の計算について適用し、同日前に職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となった場合の勤続期間の計算については、なお従前の例による。

(給与の内扱)

第3条 第1条改正後条例及び第3条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の和泉市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日の前日までに支給された給与は、それぞれ第1条改正後条例及び第3条改正後条例の規定による給与の内扱とみなす。

(令和8年4月1日前の異動者の号給等の調整)

第4条 令和8年4月1日前に職務の等級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の令和8年4月1日における号給に

については、その者が同日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

議案第 73 号参考資料

(1)和泉市職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

別表第1 行政職給料表(一)(令和7年4月1日適用分)

(単位:百円)

号給	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
1	1,958	1,835	123	2,420	2,300	120	3,098	2,988	110	3,693	3,582	111	4,000	3,885	115	4,226	4,102	124	4,907	4,775	132
2	1,969	1,846	123	2,433	2,315	118	3,113	3,003	110	3,710	3,599	111	4,014	3,899	115	4,245	4,121	124			
3	1,981	1,858	123	2,447	2,330	117	3,127	3,018	109	3,728	3,617	111	4,028	3,913	115	4,263	4,139	124			
4	1,992	1,869	123	2,461	2,345	116	3,141	3,032	109	3,744	3,634	110	4,042	3,927	115	4,281	4,157	124			
5	2,003	1,880	123	2,475	2,360	115	3,155	3,046	109	3,761	3,651	110	4,056	3,941	115	4,299	4,175	124			
6	2,020	1,897	123	2,489	2,375	114	3,166	3,057	109	3,775	3,665	110	4,068	3,953	115	4,317	4,193	124			
7	2,036	1,913	123	2,503	2,390	113	3,176	3,067	109	3,788	3,678	110	4,080	3,965	115	4,335	4,211	124			
8	2,052	1,929	123	2,517	2,405	112	3,188	3,079	109	3,800	3,690	110	4,090	3,975	115	4,351	4,227	124			
9	2,067	1,945	122	2,531	2,420	111	3,200	3,091	109	3,814	3,704	110	4,101	3,986	115	4,366	4,242	124			
10	2,084	1,962	122	2,543	2,434	109	3,216	3,107	109	3,825	3,715	110	4,113	3,998	115	4,381	4,257	124			
11	2,100	1,978	122	2,556	2,448	108	3,232	3,123	109	3,834	3,724	110	4,124	4,009	115	4,396	4,272	124			
12	2,116	1,994	122	2,569	2,462	107	3,248	3,139	109	3,844	3,734	110	4,135	4,020	115	4,411	4,287	124			
13	2,131	2,010	121	2,581	2,474	107	3,262	3,154	108	3,854	3,745	109	4,142	4,027	115	4,424	4,300	124			
14	2,148	2,027	121	2,593	2,486	107	3,278	3,170	108	3,862	3,753	109	4,149	4,034	115	4,437	4,313	124			
15	2,165	2,044	121	2,605	2,498	107	3,294	3,186	108	3,871	3,762	109	4,155	4,041	114	4,449	4,325	124			
16	2,182	2,061	121	2,617	2,510	107	3,310	3,202	108	3,880	3,771	109	4,162	4,048	114	4,461	4,337	124			
17	2,194	2,074	120	2,628	2,521	107	3,324	3,217	107	3,888	3,779	109	4,168	4,054	114	4,474	4,350	124			
18	2,210	2,090	120	2,639	2,532	107	3,341	3,234	107	3,896	3,787	109	4,174	4,060	114	4,487	4,363	124			
19	2,226	2,106	120	2,650	2,543	107	3,357	3,250	107	3,904	3,795	109	4,179	4,065	114						
20	2,241	2,121	120	2,661	2,554	107	3,373	3,266	107	3,912	3,803	109	4,183	4,069	114						
21	2,256	2,136	120	2,670	2,564	106	3,387	3,280	107	3,919	3,810	109	4,187	4,073	114						
22	2,272	2,152	120	2,680	2,574	106	3,404	3,297	107	3,926	3,817	109	4,189	4,075	114						
23	2,288	2,168	120	2,690	2,584	106	3,421	3,314	107	3,933	3,824	109	4,192	4,078	114						
24	2,304	2,184	120	2,700	2,594	106	3,437	3,330	107	3,940	3,831	109	4,195	4,081	114						
25	2,320	2,200	120	2,710	2,604	106	3,449	3,342	107	3,947	3,838	109	4,198	4,084	114						
26	2,337	2,217	120	2,719	2,613	106	3,468	3,361	107	3,952	3,843	109	4,201	4,087	114						
27	2,350	2,230	120	2,727	2,622	105	3,485	3,378	107	3,958	3,849	109									
28	2,363	2,243	120	2,736	2,631	105	3,501	3,394	107	3,964	3,855	109									

号給	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	
29	2,376	2,256	120	2,744	2,639	105	3,516	3,409	107	3,971	3,862	109										
30	2,387	2,267	120	2,752	2,647	105	3,532	3,425	107	3,975	3,866	109										
31	2,398	2,278	120	2,760	2,655	105	3,548	3,441	107	3,981	3,872	109										
32	2,409	2,289	120	2,767	2,663	104	3,564	3,457	107													
33	2,420	2,300	120	2,774	2,670	104	3,581	3,474	107													
34	2,429	2,311	118	2,782	2,678	104	3,599	3,492	107													
35	2,438	2,322	116	2,790	2,686	104	3,617	3,510	107													
36	2,448	2,333	115	2,796	2,693	103	3,635	3,528	107													
37	2,458	2,344	114	2,803	2,700	103	3,650	3,543	107													
38	2,467	2,354	113	2,811	2,708	103	3,664	3,557	107													
39	2,476	2,364	112	2,818	2,716	102	3,678	3,571	107													
40	2,484	2,373	111	2,825	2,723	102																
41	2,492	2,382	110	2,832	2,730	102																
42	2,499	2,391	108	2,839	2,738	101																
43	2,505	2,399	106	2,846	2,746	100																
44	2,511	2,407	104	2,853	2,753	100																
45	2,518	2,414	104	2,860	2,760	100																
46	2,524	2,420	104	2,866	2,767	99																
47	2,530	2,426	104	2,873	2,774	99																
48	2,536	2,432	104	2,879	2,781	98																
49	2,541	2,438	103	2,886	2,788	98																
50	2,547	2,444	103	2,892	2,795	97																
51	2,553	2,450	103	2,899	2,802	97																
52	2,558	2,455	103	2,906	2,809	97																
53	2,562	2,460	102	2,911	2,815	96																
54	2,566	2,464	102	2,917	2,822	95																
55	2,569	2,467	102	2,923	2,828	95																
56	2,572	2,470	102	2,930	2,835	95																
57	2,575	2,473	102	2,936	2,841	95																
58	2,578	2,476	102	2,942	2,848	94																
59	2,581	2,479	102	2,948	2,854	94																
60	2,584	2,482	102	2,955	2,861	94																
61	2,587	2,485	102	2,961	2,867	94																

号給	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
62	2,590	2,488	102	2,967	2,874	93															
63	2,593	2,491	102	2,972	2,880	92															
64	2,596	2,494	102	2,977	2,885	92															
65	2,599	2,497	102	2,982	2,890	92															
66	2,602	2,500	102	2,988	2,896	92															
67	2,605	2,503	102	2,993	2,901	92															
68	2,608	2,506	102	2,999	2,907	92															
69	2,611	2,509	102	3,003	2,912	91															
70	2,614	2,512	102	3,008	2,917	91															
71	2,617	2,515	102	3,013	2,923	90															
72	2,620	2,518	102	3,019	2,929	90															
73	2,623	2,521	102	3,024	2,934	90															
74	2,626	2,524	102	3,028	2,939	89															
75	2,629	2,527	102	3,031	2,943	88															
76	2,632	2,530	102	3,034	2,946	88															
77	2,635	2,533	102	3,036	2,948	88															
78	2,638	2,536	102	3,039	2,951	88															
79	2,641	2,539	102	3,041	2,953	88															
80	2,644	2,542	102	3,044	2,956	88															
81	2,647	2,545	102	3,046	2,958	88															
82	2,650	2,548	102	3,048	2,960	88															
83	2,653	2,551	102	3,051	2,963	88															
84	2,656	2,554	102	3,053	2,965	88															
85	2,659	2,557	102	3,056	2,968	88															
86	2,662	2,560	102	3,058	2,971	87															
87	2,665	2,563	102	3,061	2,974	87															
88	2,668	2,566	102	3,064	2,977	87															
89	2,671	2,569	102	3,067	2,980	87															
90	2,674	2,572	102	3,070	2,983	87															
91	2,677	2,575	102	3,073	2,986	87															
92	2,680	2,578	102	3,076	2,990	86															
93	2,683	2,581	102	3,078	2,992	86															
94				3,080	2,994	86															

号給	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
95				3,083	2,997	86															
96				3,087	3,001	86															
97				3,089	3,003	86															
98				3,092	3,006	86															
99				3,095	3,010	85															
100				3,099	3,014	85															
101				3,101	3,016	85															
102				3,104	3,019	85															
103				3,107	3,022	85															
104				3,110	3,025	85															
105				3,112	3,027	85															
106				3,115	3,030	85															
107				3,118	3,033	85															
108				3,121	3,036	85															
109				3,123	3,038	85															
110				3,126	3,042	84															
111				3,130	3,046	84															
112				3,133	3,049	84															
113				3,135	3,051	84															
114				3,137	3,053	84															
115				3,140	3,056	84															
116				3,144	3,060	84															
117				3,146	3,062	84															
118				3,148	3,064	84															
119				3,151	3,067	84															
120				3,154	3,070	84															
121				3,157	3,074	83															
122				3,159	3,076	83															
123				3,162	3,079	83															
124				3,165	3,082	83															
125				3,168	3,085	83															

(2)和泉市職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

別表第2 行政職給料表(二)(令和7年4月1日適用分)

(単位:百円)

号給	1等級			2等級			3等級			4等級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
1	1,958	1,835	123	2,420	2,300	120	2,763	2,653	110	3,098	2,988	110
2	1,969	1,846	123	2,433	2,315	118	2,773	2,663	110	3,113	3,003	110
3	1,981	1,858	123	2,447	2,330	117	2,783	2,673	110	3,127	3,018	109
4	1,992	1,869	123	2,461	2,345	116	2,793	2,683	110	3,141	3,032	109
5	2,003	1,880	123	2,475	2,360	115	2,803	2,693	110	3,155	3,046	109
6	2,020	1,897	123	2,489	2,375	114	2,813	2,703	110	3,166	3,057	109
7	2,036	1,913	123	2,503	2,390	113	2,822	2,713	109	3,176	3,067	109
8	2,052	1,929	123	2,517	2,405	112	2,832	2,723	109	3,188	3,079	109
9	2,067	1,945	122	2,531	2,420	111	2,842	2,733	109	3,200	3,091	109
10	2,084	1,962	122	2,543	2,434	109	2,852	2,743	109	3,216	3,107	109
11	2,100	1,978	122	2,556	2,448	108	2,862	2,753	109	3,232	3,123	109
12	2,116	1,994	122	2,569	2,462	107	2,872	2,764	108	3,248	3,139	109
13	2,131	2,010	121	2,581	2,474	107	2,882	2,774	108	3,262	3,154	108
14	2,148	2,027	121	2,593	2,486	107	2,895	2,787	108	3,278	3,170	108
15	2,165	2,044	121	2,605	2,498	107	2,908	2,800	108	3,294	3,186	108
16	2,182	2,061	121	2,617	2,510	107	2,920	2,812	108	3,310	3,202	108
17	2,194	2,074	120	2,628	2,521	107	2,932	2,825	107	3,324	3,217	107
18	2,210	2,090	120	2,639	2,532	107	2,945	2,838	107	3,341	3,234	107
19	2,226	2,106	120	2,650	2,543	107	2,957	2,850	107	3,357	3,250	107
20	2,241	2,121	120	2,661	2,554	107	2,969	2,862	107	3,373	3,266	107
21	2,256	2,136	120	2,670	2,564	106	2,979	2,873	106	3,387	3,280	107
22	2,272	2,152	120	2,680	2,574	106	2,991	2,885	106	3,404	3,297	107
23	2,288	2,168	120	2,690	2,584	106	3,003	2,898	105	3,421	3,314	107
24	2,304	2,184	120	2,700	2,594	106	3,016	2,911	105	3,437	3,330	107
25	2,320	2,200	120	2,710	2,604	106	3,029	2,924	105	3,449	3,342	107
26	2,337	2,217	120	2,719	2,613	106	3,039	2,934	105	3,468	3,361	107
27	2,350	2,230	120	2,727	2,622	105	3,049	2,944	105	3,485	3,378	107
28	2,363	2,243	120	2,736	2,631	105	3,059	2,955	104	3,501	3,394	107

号給	1等級			2等級			3等級			4等級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
29	2,376	2,256	120	2,744	2,639	105	3,070	2,966	104	3,516	3,409	107
30	2,387	2,267	120	2,752	2,647	105	3,082	2,978	104	3,532	3,425	107
31	2,398	2,278	120	2,760	2,655	105	3,093	2,989	104	3,548	3,441	107
32	2,409	2,289	120	2,767	2,663	104	3,105	3,001	104	3,564	3,457	107
33	2,420	2,300	120	2,774	2,670	104	3,116	3,013	103	3,581	3,474	107
34	2,429	2,311	118	2,782	2,678	104	3,129	3,026	103	3,599	3,492	107
35	2,438	2,322	116	2,790	2,686	104	3,142	3,039	103	3,617	3,510	107
36	2,448	2,333	115	2,796	2,693	103	3,155	3,052	103	3,635	3,528	107
37	2,458	2,344	114	2,803	2,700	103	3,167	3,065	102	3,650	3,543	107
38	2,467	2,354	113	2,811	2,708	103	3,180	3,078	102	3,664	3,557	107
39	2,476	2,364	112	2,818	2,716	102	3,193	3,091	102	3,678	3,571	107
40	2,484	2,373	111	2,825	2,723	102	3,206	3,104	102	3,692	3,585	107
41	2,492	2,382	110	2,832	2,730	102	3,219	3,117	102	3,707	3,600	107
42	2,499	2,391	108	2,839	2,738	101	3,231	3,130	101	3,715	3,608	107
43	2,505	2,399	106	2,846	2,746	100	3,244	3,143	101	3,724	3,618	106
44	2,511	2,407	104	2,853	2,753	100	3,255	3,154	101	3,734	3,628	106
45	2,518	2,414	104	2,860	2,760	100	3,264	3,163	101	3,743	3,637	106
46	2,524	2,420	104	2,866	2,767	99	3,277	3,176	101	3,754	3,648	106
47	2,530	2,426	104	2,873	2,774	99	3,290	3,189	101	3,763	3,657	106
48	2,536	2,432	104	2,879	2,781	98	3,303	3,202	101	3,773	3,667	106
49	2,541	2,438	103	2,886	2,788	98	3,314	3,214	100	3,782	3,676	106
50	2,547	2,444	103	2,892	2,795	97	3,327	3,227	100	3,789	3,683	106
51	2,553	2,450	103	2,899	2,802	97	3,339	3,239	100	3,796	3,690	106
52	2,558	2,455	103	2,906	2,809	97	3,351	3,251	100	3,802	3,696	106
53	2,562	2,460	102	2,911	2,815	96	3,364	3,264	100	3,806	3,700	106
54	2,566	2,464	102	2,917	2,822	95	3,374	3,275	99	3,812	3,706	106
55	2,569	2,467	102	2,923	2,828	95	3,385	3,286	99	3,818	3,713	105
56	2,572	2,470	102	2,930	2,835	95	3,396	3,297	99	3,825	3,720	105
57	2,575	2,473	102	2,936	2,841	95	3,403	3,304	99	3,828	3,723	105
58	2,578	2,476	102	2,942	2,848	94	3,412	3,313	99	3,835	3,730	105
59	2,581	2,479	102	2,948	2,854	94	3,419	3,320	99	3,842	3,737	105

号給	1等級			2等級			3等級			4等級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
60	2,584	2,482	102	2,955	2,861	94	3,427	3,328	99	3,848	3,743	105
61	2,587	2,485	102	2,961	2,867	94	3,435	3,336	99	3,851	3,746	105
62	2,590	2,488	102	2,967	2,874	93	3,439	3,340	99	3,856	3,751	105
63	2,593	2,491	102	2,972	2,880	92	3,444	3,346	98	3,862	3,757	105
64	2,596	2,494	102	2,977	2,885	92	3,451	3,353	98	3,868	3,763	105
65	2,599	2,497	102	2,982	2,890	92	3,459	3,361	98	3,871	3,766	105
66	2,602	2,500	102	2,988	2,896	92	3,466	3,368	98	3,877	3,772	105
67	2,605	2,503	102	2,993	2,901	92	3,473	3,375	98	3,884	3,779	105
68	2,608	2,506	102	2,999	2,907	92	3,479	3,381	98	3,890	3,785	105
69	2,611	2,509	102	3,003	2,912	91	3,484	3,386	98	3,894	3,789	105
70	2,614	2,512	102	3,008	2,917	91	3,490	3,392	98	3,899	3,794	105
71	2,617	2,515	102	3,013	2,923	90	3,495	3,397	98	3,905	3,800	105
72	2,620	2,518	102	3,019	2,929	90	3,501	3,403	98	3,910	3,805	105
73	2,623	2,521	102	3,024	2,934	90	3,504	3,406	98	3,915	3,810	105
74	2,626	2,524	102	3,028	2,939	89	3,509	3,411	98	3,921	3,816	105
75	2,629	2,527	102	3,031	2,943	88	3,512	3,415	97	3,925	3,821	104
76	2,632	2,530	102	3,034	2,946	88	3,516	3,419	97	3,928	3,824	104
77	2,635	2,533	102	3,036	2,948	88	3,520	3,423	97	3,932	3,828	104
78	2,638	2,536	102	3,039	2,951	88	3,525	3,428	97	3,937	3,833	104
79	2,641	2,539	102	3,041	2,953	88	3,530	3,433	97	3,941	3,837	104
80	2,644	2,542	102	3,044	2,956	88	3,535	3,438	97	3,945	3,841	104
81	2,647	2,545	102	3,046	2,958	88	3,538	3,441	97	3,949	3,845	104
82	2,650	2,548	102	3,048	2,960	88	3,542	3,445	97	3,954	3,850	104
83	2,653	2,551	102	3,051	2,963	88	3,546	3,449	97	3,958	3,854	104
84	2,656	2,554	102	3,053	2,965	88	3,550	3,453	97	3,962	3,858	104
85	2,659	2,557	102	3,056	2,968	88	3,553	3,456	97	3,965	3,861	104
86	2,662	2,560	102	3,058	2,971	87	3,557	3,460	97			
87	2,665	2,563	102	3,061	2,974	87	3,561	3,464	97			
88	2,668	2,566	102	3,064	2,977	87	3,565	3,468	97			
89	2,671	2,569	102	3,067	2,980	87	3,567	3,470	97			
90	2,674	2,572	102	3,070	2,983	87	3,571	3,474	97			
91	2,677	2,575	102	3,073	2,986	87	3,575	3,478	97			
92	2,680	2,578	102	3,076	2,990	86	3,579	3,482	97			

号給	1等級			2等級			3等級			4等級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
93	2,683	2,581	102	3,078	2,992	86	3,581	3,484	97			
94				3,080	2,994	86	3,584	3,488	96			
95				3,083	2,997	86	3,588	3,492	96			
96				3,087	3,001	86	3,591	3,495	96			
97				3,089	3,003	86	3,594	3,498	96			
98				3,092	3,006	86	3,598	3,502	96			
99				3,095	3,010	85	3,602	3,506	96			
100				3,099	3,014	85	3,606	3,510	96			
101				3,101	3,016	85	3,611	3,515	96			
102				3,104	3,019	85	3,615	3,519	96			
103				3,107	3,022	85	3,619	3,523	96			
104				3,110	3,025	85	3,623	3,527	96			
105				3,112	3,027	85	3,628	3,532	96			
106				3,115	3,030	85	3,632	3,536	96			
107				3,118	3,033	85	3,635	3,539	96			
108				3,121	3,036	85	3,638	3,542	96			
109				3,123	3,038	85	3,642	3,547	95			
110				3,126	3,042	84						
111				3,130	3,046	84						
112				3,133	3,049	84						
113				3,135	3,051	84						
114				3,137	3,053	84						
115				3,140	3,056	84						
116				3,144	3,060	84						
117				3,146	3,062	84						
118				3,148	3,064	84						
119				3,151	3,067	84						
120				3,154	3,070	84						
121				3,157	3,074	83						
122				3,159	3,076	83						
123				3,162	3,079	83						
124				3,165	3,082	83						
125				3,168	3,085	83						

議案第 74 号

和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

一般職の職員に係る給与改定との均衡及び府内の動向等の本市を取り巻く社会経済情勢に鑑み、特別職の職員に支給する給与について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市特別職の職員の給与に関する条例（平成7年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日 (以下これらの日を「基準日」という。)現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日 (以下これらの日を「基準日」という。)現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者においては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(地域手当) 第4条 特別職の職員の地域手当の額は、給料月額に <u>100分の11</u> を乗じて得た額とする。	(地域手当) 第4条 特別職の職員の地域手当の額は、給料月額に <u>100分の10</u> を乗じて得た額とする。
(期末手当) 第6条 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第6条 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和泉市特別職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の和泉市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日の前日までに支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 75 号

和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

一般職及び特別職に係る給与改定との均衡並びに府内の動向等の本市を取り巻く社会経済情勢に鑑み、市議会議員に支給する期末手当について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p>

新	旧
る。 (1)～(4) 略	
	(1)～(4) 略

第2条 和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。	第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日の前日までに支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 83 号

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

北信太駅西口広場及びアクセス道路の整備に伴い、鉄道利用者の利便性向上のために北信太駅西自転車駐車場を設置するに当たり、名称及び位置を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成7年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>北信太駅前仮設自転車等駐車場</td><td>略</td></tr><tr><td>北信太駅西自転車駐車場</td><td>和泉市葛の葉町二丁目72番地 の9</td></tr><tr><td colspan="2">(以下略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(中略)		北信太駅前仮設自転車等駐車場	略	北信太駅西自転車駐車場	和泉市葛の葉町二丁目72番地 の9	(以下略)		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>北信太駅前仮設自転車等駐車場</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">(以下略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(中略)		北信太駅前仮設自転車等駐車場	略	(以下略)	
名称	位置																		
(中略)																			
北信太駅前仮設自転車等駐車場	略																		
北信太駅西自転車駐車場	和泉市葛の葉町二丁目72番地 の9																		
(以下略)																			
名称	位置																		
(中略)																			
北信太駅前仮設自転車等駐車場	略																		
(以下略)																			
(利用許可の種類)	(利用許可の種類)																		
第9条 略	第9条 略																		
2 前項の規定にかかわらず、北信太駅前仮設自転車等駐車場における利用許可の種類は、 <u>同項第1号の定期利用許可のみ</u> とし、 <u>北信太駅西自転車駐車場における利用許可の種類は、同項第2号の一時利用許可のみ</u> とする。	2 前項の規定にかかわらず、北信太駅前仮設自転車等駐車場における利用許可の種類は、 <u>1月（月の初日から末日までをいう。）を単位とする定期利用許可のみ</u> とする。																		

新	旧
別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)
駐車場	利用車種
(中略)	
和泉中央駅前北自転車等駐車場	略
和泉府中駅東自転車等駐車場	略
	略
北信太駅西自転車駐車場	自転車

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 83 号参考資料

和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例制定について

位置図



位置図 S = 1 : 2500

議案第 83 号参考資料

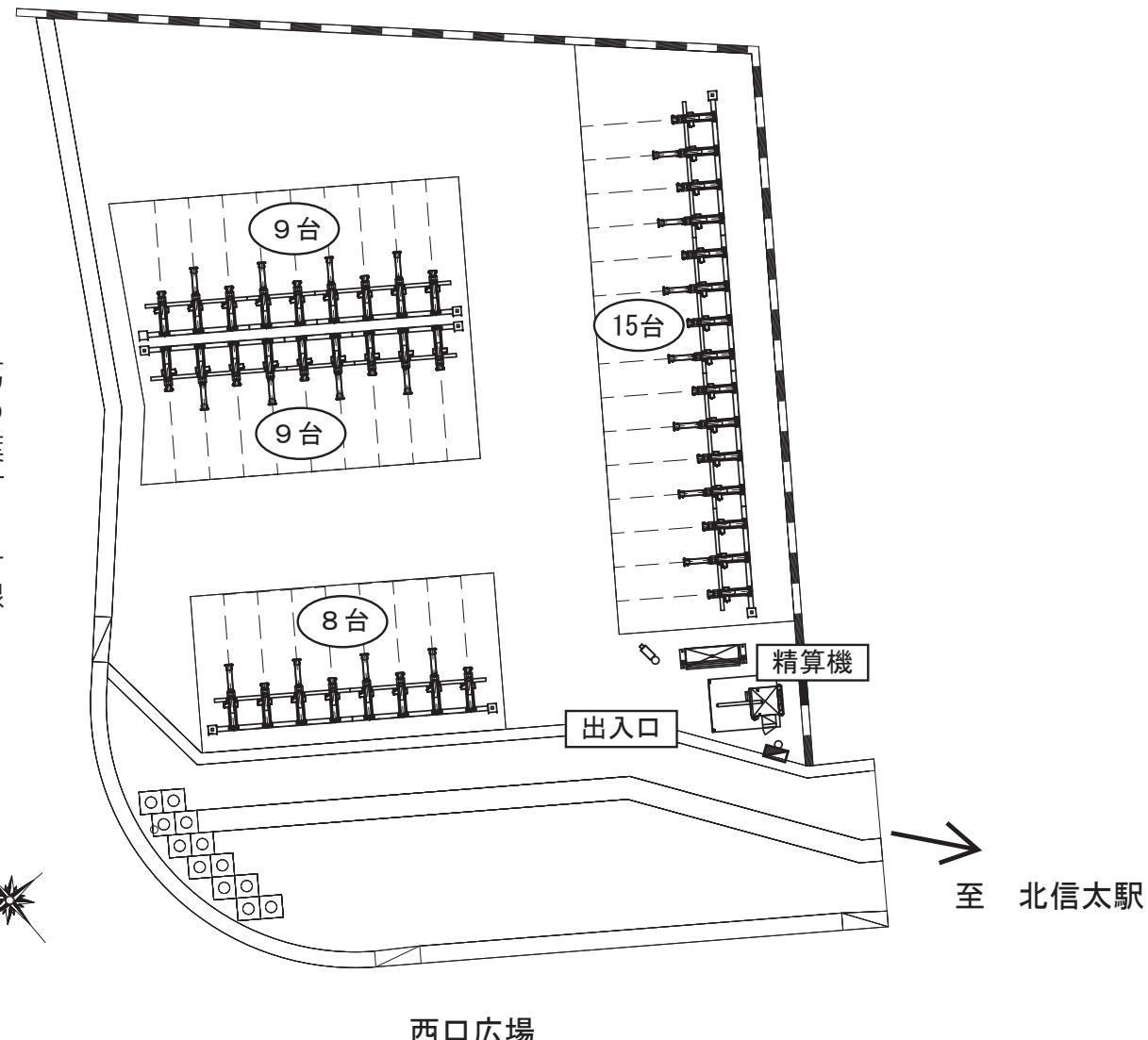
和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例制定について

配置図



北信太駅西口整備イメージ

葛の葉町1号線



配置図 S=1 : 100

議案第 84 号

和泉市唐国地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市唐国地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

南部大阪都市計画唐国地区地区計画の区域が岸和田市域へ拡大され、南部大阪都市計画唐国地区・摩湯地区地区計画として改められることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市唐国地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市唐国地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成23年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p><u>和泉市唐国地区・摩湯地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、<u>南部大阪都市計画唐国地区・摩湯地区地区計画</u>（以下「<u>唐国地区・摩湯地区地区計画</u>」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において用語の定義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び<u>唐国地区・摩湯地区地区計画</u>の定めるところによる。</p> <p>（適用区域）</p>	<p><u>和泉市唐国地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、<u>南部大阪都市計画唐国地区地区計画</u>（以下「<u>唐国地区地区計画</u>」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において用語の定義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び<u>唐国地区地区計画</u>の定めるところによる。</p> <p>（適用区域）</p>

新	旧
<p>第3条 この条例は、<u>唐国地区・摩湯地区地区計画</u>で定める地区整備計画の区域のうち、<u>和泉市の区域</u>に適用する。</p> <p>(建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合の措置)</p>	<p>第3条 この条例は、<u>唐国地区地区計画</u>の区域内のうち、<u>地区整備計画</u>が定められた区域に適用する。</p> <p>(建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合の措置)</p>
<p>第8条 建築物の敷地は、<u>唐国地区・摩湯地区地区計画</u>で定める地区整備計画の区域の内外にわたるものとしてはならない。ただし、建築物の敷地の過半が当該区域内に存する場合で、その敷地の全部について第4条から前条までの規定に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2、3 略</p>	<p>第8条 建築物の敷地は、<u>第3条に規定する区域</u>の内外にわたるものとしてはならない。ただし、建築物の敷地の過半が当該区域内に存する場合で、その敷地の全部について第4条から前条までの規定に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2、3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

和泉市府中町五丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について

和泉市府中町五丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、南部大阪都市計画府中町五丁目地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市府中町五丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画府中町五丁目地区地区計画（以下「府中町五丁目地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において用語の定義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び府中町五丁目地区地区計画の定めるところによる。

（適用区域）

第3条 この条例は、府中町五丁目地区地区計画の区域内のうち、地区整備計画が定められた区域に適用する。

（用途に関する制限）

第4条 別表（い）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

（外壁の後退距離に関する制限）

第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区境界線、道路境界線又は水路境界線までの距離は、別表（ろ）欄に掲げる数値以上でなければならない。

（建築物の高さに関する制限）

第6条 建築物の高さは、別表（は）欄に掲げる数値を超えてはならない。

（建築物に関する制限の特例）

第7条 この条例の規定は、市長が府中町五丁目地区地区計画の方針に沿うと認め、又は公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条から第6条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計者に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(2) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条—第6条関係）

(い) 用途に関する制限	(ろ) 外壁の後退距離に関する制限	(は) 建築物の高さに関する制限
次に掲げる建築物は建築してはならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面か	12メートル

<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 畜舎（ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。）</p> <p>(5) 法別表第2（～）項第5号に掲げるもの</p> <p>(6) 法別表第2（り）項第2号に掲げるもの</p> <p>(7) 法別表第2（ぬ）項第3号に規定する工場</p> <p>(8) 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項から第10項までに掲げるもの</p>	<p>ら、次の各号の境界線までの距離は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 計画図に表示する壁面の位置を1メートル以上に制限する境界線 1メートル以上</p> <p>(2) 計画図に表示する壁面の位置を3メートル以上に制限する境界線 3メートル以上</p>
---	---

議案第 86 号

和泉市唐国町四丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について

和泉市唐国町四丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、南部大阪都市計画唐国町四丁目地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市唐国町四丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画唐国町四丁目地区地区計画（以下「唐国町四丁目地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において用語の定義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び唐国町四丁目地区地区計画の定めるところによる。

（適用区域）

第3条 この条例は、唐国町四丁目地区地区計画の区域内のうち、地区整備計画が定められた区域に適用する。

（用途に関する制限）

第4条 別表（い）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

（外壁の後退距離に関する制限）

第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区境界線、道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表（ろ）欄に掲げる数値以上でなければならない。

（建築物の高さに関する制限）

第6条 建築物の高さは、別表（は）欄に掲げる数値を超えてはならない。

（建築物に関する制限の特例）

第7条 この条例の規定は、市長が唐国町四丁目地区地区計画の方針に沿うと認め、又は公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条から第6条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計者に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(2) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条—第6条関係）

(い) 用途に関する制限	(ろ) 外壁の後退距離に関する制限	(は) 建築物の高さに関する制限
次に掲げる建築物は建築してはならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面か	30メートルを超えてはならない。

<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 畜舎（ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。）</p> <p>(5) 法別表第2（～）項第6号に掲げるもの</p> <p>(6) 法別表第2（り）項第2号に掲げるもの</p> <p>(7) 法別表第2（ぬ）項第3号に規定する工場（流通業務施設における金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他これらに類する物資の流通の過程における簡易な加工の事業に供するものを除く。）</p> <p>(8) 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項から第10項までに掲げるもの</p>	<p>ら、次の各号の境界線までの距離は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 計画図に表示する壁面の位置を3メートル以上に制限する境界線 3メートル以上</p> <p>(2) 計画図に表示する壁面の位置を6メートル以上に制限する境界線 6メートル以上</p>	<p>ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のものは、その部分の高さのうち5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>
---	---	---

議案第 87 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

林野火災の予防及び消火活動に係る消防庁からの通知が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

和泉市火災予防条例（昭和37年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
目次	目次
第1章～第3章の2 略	第1章～第3章の2 略
<u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u>	
第4章～第8章 略	第4章～第8章 略
附則	附則
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(住宅における火災の予防の推進)	<u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> (住宅における火災の予防の推進)

新	旧
第29条の7 略 <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u>	第29条の7 略
第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、 <u>林野火災に関する注意報を発することができる。</u>	
2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、 <u>第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>	
3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による <u>火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u>	
第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、 <u>第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(屋外催しに係る防火管理)</u>	(屋外催しに係る防火管理)
第42条の3 略	第42条の3 略

新	旧
<p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第46条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第46条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p>	<p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第46条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第46条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) 略</p>

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 95 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地域交流活動の促進のため、はつが野老人集会所を設置するに当たり、名称及び位置を定める必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立老人集会所条例（昭和48年和泉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧														
(名称及び位置) 第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>和泉市立青葉はつが野老人 集会所</td><td>略</td></tr><tr><td>和泉市立はつが野老人集会 所</td><td><u>和泉市はつが野五丁目29番1 号</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(中略)		和泉市立青葉はつが野老人 集会所	略	和泉市立はつが野老人集会 所	<u>和泉市はつが野五丁目29番1 号</u>	(名称及び位置) 第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>和泉市立青葉はつが野老人 集会所</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(中略)		和泉市立青葉はつが野老人 集会所	略
名称	位置														
(中略)															
和泉市立青葉はつが野老人 集会所	略														
和泉市立はつが野老人集会 所	<u>和泉市はつが野五丁目29番1 号</u>														
名称	位置														
(中略)															
和泉市立青葉はつが野老人 集会所	略														

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 96 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <p><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></p>	<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>

新	旧
<u>乳幼児に対する健康診査</u> <u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	
3、4 略	3、4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 97 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

大阪府人事委員会の勧告等に基づき改正される府費負担教育職員の給与と均衡を図るため、市費負担教育職員の給与について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（令和5年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（期末手当の特例）</p> <p>第7条 給与条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（勤勉手当の特例）</p> <p>第8条 給与条例第26条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105</u>、<u>12月に支給す</u></p>	<p>（期末手当の特例）</p> <p>第7条 給与条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（勤勉手当の特例）</p> <p>第8条 給与条例第26条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額とする。</p>

新	旧
る場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額とする。	

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

市費負担教育職員給料表

号給	給料月額
1	214, 600
2	216, 100
3	217, 600
4	219, 100
5	221, 000
6	222, 900
7	224, 800
8	226, 700
9	228, 600
10	230, 700
11	232, 700
12	234, 600

1 3	2 3 6, 4 0 0
1 4	2 3 8, 9 0 0
1 5	2 4 1, 3 0 0
1 6	2 4 3, 8 0 0
1 7	2 4 6, 3 0 0
1 8	2 4 8, 9 0 0
1 9	2 5 1, 3 0 0
2 0	2 5 3, 7 0 0
2 1	2 5 6, 1 0 0
2 2	2 5 7, 7 0 0
2 3	2 5 9, 2 0 0
2 4	2 6 0, 7 0 0
2 5	2 6 2, 1 0 0
2 6	2 6 2, 4 0 0
2 7	2 6 2, 7 0 0
2 8	2 6 3, 1 0 0
2 9	2 6 3, 5 0 0
3 0	2 6 4, 2 0 0
3 1	2 6 4, 9 0 0
3 2	2 6 5, 6 0 0
3 3	2 6 6, 3 0 0

3 4	2 6 7, 2 0 0
3 5	2 6 8, 0 0 0
3 6	2 6 8, 8 0 0
3 7	2 6 9, 3 0 0
3 8	2 7 0, 8 0 0
3 9	2 7 2, 2 0 0
4 0	2 7 3, 6 0 0
4 1	2 7 5, 0 0 0
4 2	2 7 5, 7 0 0
4 3	2 7 6, 4 0 0
4 4	2 7 7, 0 0 0
4 5	2 7 7, 6 0 0
4 6	2 7 8, 5 0 0
4 7	2 7 9, 4 0 0
4 8	2 8 0, 2 0 0
4 9	2 8 0, 6 0 0
5 0	2 8 1, 4 0 0
5 1	2 8 2, 2 0 0
5 2	2 8 3, 0 0 0
5 3	2 8 3, 6 0 0
5 4	2 8 4, 4 0 0

5 5		2 8 5, 1 0 0
5 6		2 8 5, 7 0 0
5 7		2 8 6, 3 0 0
5 8		2 8 7, 0 0 0
5 9		2 8 7, 6 0 0
6 0		2 8 8, 1 0 0
6 1		2 8 8, 8 0 0
6 2		2 8 9, 5 0 0
6 3		2 9 0, 2 0 0
6 4		2 9 0, 8 0 0
6 5		2 9 1, 5 0 0
6 6		2 9 2, 4 0 0
6 7		2 9 3, 3 0 0
6 8		2 9 4, 1 0 0
6 9		2 9 5, 0 0 0
7 0		2 9 5, 9 0 0
7 1		2 9 6, 7 0 0
7 2		2 9 7, 5 0 0
7 3		2 9 8, 2 0 0
7 4		2 9 8, 9 0 0
7 5		2 9 9, 6 0 0

7 6		3 0 0, 3 0 0
7 7		3 0 0, 9 0 0
7 8		3 0 1, 6 0 0
7 9		3 0 2, 4 0 0
8 0		3 0 3, 2 0 0
8 1		3 0 3, 9 0 0
8 2		3 0 4, 8 0 0
8 3		3 0 5, 6 0 0
8 4		3 0 6, 4 0 0
8 5		3 0 7, 2 0 0
8 6		3 0 7, 9 0 0
8 7		3 0 8, 5 0 0
8 8		3 0 9, 1 0 0
8 9		3 0 9, 7 0 0
9 0		3 1 0, 2 0 0
9 1		3 1 0, 7 0 0
9 2		3 1 1, 2 0 0
9 3		3 1 1, 6 0 0
9 4		3 1 2, 1 0 0
9 5		3 1 2, 6 0 0
9 6		3 1 3, 0 0 0

9 7	3 1 3, 4 0 0
9 8	3 1 4, 0 0 0
9 9	3 1 4, 6 0 0
1 0 0	3 1 5, 2 0 0
1 0 1	3 1 5, 8 0 0
1 0 2	3 1 6, 0 0 0
1 0 3	3 1 6, 2 0 0
1 0 4	3 1 6, 4 0 0
1 0 5	3 1 6, 7 0 0
1 0 6	3 1 6, 9 0 0
1 0 7	3 1 7, 1 0 0
1 0 8	3 1 7, 3 0 0
1 0 9	3 1 7, 5 0 0
1 1 0	3 1 7, 7 0 0
1 1 1	3 1 7, 9 0 0
1 1 2	3 1 8, 1 0 0
1 1 3	3 1 8, 3 0 0
1 1 4	3 1 8, 6 0 0
1 1 5	3 1 8, 9 0 0
1 1 6	3 1 9, 2 0 0
1 1 7	3 1 9, 4 0 0

118	319, 700
119	320, 000
120	320, 200
121	320, 400
122	320, 600
123	320, 800
124	321, 000
125	321, 200

備考 給料月額には、教職調整額を含まない。

第2条 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(給与の特例)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 給与条例第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、单身赴任手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務</u></p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第2条 略</p>

新	旧												
<u>教育等教員特別手当及び退職手当とする。</u>													
<u>3、4 略</u> (教職調整額) 第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により、市費負担教育職員（指導改善研修被認定者を除く。）にその者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を給与の支給方法に準じて支給する。	<u>2、3 略</u> (教職調整額) 第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により、市費負担教育職員にその者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を給与の支給方法に準じて支給する。												
<u>2 略</u> (教員特殊業務手当) 第4条 略	<u>2 略</u> (教員特殊業務手当) 第4条 略												
2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる業務</td> <td><u>1 週休日等において、従事した時間が4時間以上あるとき。</u></td> <td><u>8,000円（前項第1号アに掲げる業務であって、被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（教育委員会規則で定める場合に限る。）にあっては、そ</u></td> </tr> </tbody> </table>	業務	区分	手当の額	前項第1号に掲げる業務	<u>1 週休日等において、従事した時間が4時間以上あるとき。</u>	<u>8,000円（前項第1号アに掲げる業務であって、被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（教育委員会規則で定める場合に限る。）にあっては、そ</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる業務</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務	区分	手当の額	前項第1号に掲げる業務		
業務	区分	手当の額											
前項第1号に掲げる業務	<u>1 週休日等において、従事した時間が4時間以上あるとき。</u>	<u>8,000円（前項第1号アに掲げる業務であって、被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（教育委員会規則で定める場合に限る。）にあっては、そ</u>											
業務	区分	手当の額											
前項第1号に掲げる業務													

新			旧		
		の額にその <u>100</u> 分の <u>100</u> に相 当する額を加算した額)			
2 略		略	1 週休日等において、従事 した時間が <u>7時間45分</u> 以 上であるとき。		略
3 略		略	2 略		
(以下略)			3 週休日等において、従事 した時間が <u>5時間以上7時 間45分未満</u> であるとき。		略
			4 略		
			(以下略)		
附 則 (施行期日)			附 則		
1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (教職調整額の特例)			この条例は、令和6年4月1日から施行する。		
2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用 については、同項中「 <u>100</u> 分の <u>10</u> 」とあるのは、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。					
令和8年1月1日から同年12月31日まで		100分の5			
令和9年1月1日から同年12月31日まで		100分の6			

新	旧
令和10年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の7</u>
令和11年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の8</u>
令和12年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の9</u>

第3条 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(期末手当の特例) 第7条 給与条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当の特例) 第7条 給与条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、市費負担教育職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略 (勤勉手当の特例) 第8条 給与条例第26条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額とする。	(1)～(4) 略 (勤勉手当の特例) 第8条 給与条例第26条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の105</u> 、 <u>12月に支給す</u>

新	旧
	<u>る場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額とする。</u>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は令和8年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日の前日までに支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。
（経過措置）

第3条 令和8年1月1日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当並びに教職調整額の支給については、第2条の規定による改正後の和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（以下「第2条改正後条例」という。）第2条第2項及び第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第2条改正後条例第4条の規定は、令和8年1月1日以後に従事した業務について適用し、同日前に従事した業務については、なお従前の例による。

議案第 97 号参考資料

別表 市費負担教育職員給料表（令和7年4月1日適用分）

(単位：百円)

号給	新	旧	差	号給	新	旧	差	号給	新	旧	差	号給	新	旧	差
1	2,146	2,024	122	26	2,624	2,504	120	51	2,822	2,730	92	76	3,003	2,928	75
2	2,161	2,039	122	27	2,627	2,508	119	52	2,830	2,738	92	77	3,009	2,936	73
3	2,176	2,054	122	28	2,631	2,512	119	53	2,836	2,745	91	78	3,016	2,944	72
4	2,191	2,069	122	29	2,635	2,516	119	54	2,844	2,753	91	79	3,024	2,952	72
5	2,210	2,088	122	30	2,642	2,524	118	55	2,851	2,760	91	80	3,032	2,960	72
6	2,229	2,107	122	31	2,649	2,532	117	56	2,857	2,767	90	81	3,039	2,968	71
7	2,248	2,126	122	32	2,656	2,540	116	57	2,863	2,774	89	82	3,048	2,977	71
8	2,267	2,145	122	33	2,663	2,548	115	58	2,870	2,781	89	83	3,056	2,985	71
9	2,286	2,164	122	34	2,672	2,559	113	59	2,876	2,787	89	84	3,064	2,993	71
10	2,307	2,185	122	35	2,680	2,569	111	60	2,881	2,793	88	85	3,072	3,001	71
11	2,327	2,205	122	36	2,688	2,579	109	61	2,888	2,800	88	86	3,079	3,008	71
12	2,346	2,224	122	37	2,693	2,584	109	62	2,895	2,809	86	87	3,085	3,015	70
13	2,364	2,242	122	38	2,708	2,599	109	63	2,902	2,818	84	88	3,091	3,021	70
14	2,389	2,267	122	39	2,722	2,614	108	64	2,908	2,827	81	89	3,097	3,027	70
15	2,413	2,291	122	40	2,736	2,629	107	65	2,915	2,834	81	90	3,102	3,033	69
16	2,438	2,316	122	41	2,750	2,644	106	66	2,924	2,843	81	91	3,107	3,039	68
17	2,463	2,341	122	42	2,757	2,653	104	67	2,933	2,852	81	92	3,112	3,044	68
18	2,489	2,367	122	43	2,764	2,662	102	68	2,941	2,861	80	93	3,116	3,048	68
19	2,513	2,391	122	44	2,770	2,670	100	69	2,950	2,870	80	94	3,121	3,053	68
20	2,537	2,415	122	45	2,776	2,676	100	70	2,959	2,879	80	95	3,126	3,058	68
21	2,561	2,439	122	46	2,785	2,686	99	71	2,967	2,888	79	96	3,130	3,063	67
22	2,577	2,455	122	47	2,794	2,696	98	72	2,975	2,897	78	97	3,134	3,069	65
23	2,592	2,471	121	48	2,802	2,705	97	73	2,982	2,904	78	98	3,140	3,075	65
24	2,607	2,487	120	49	2,806	2,714	92	74	2,989	2,912	77	99	3,146	3,081	65
25	2,621	2,501	120	50	2,814	2,722	92	75	2,996	2,920	76	100	3,152	3,087	65